

交通局「週休2日制確保試行工事」Q&A

【工事の契約後から完了まで】

Q1 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所として認められますか。

A1 認められます。

Q2 要領3(1)②の「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A2 次のような場合が考えられます。

- 地震や台風等の発生時における現場点検
- 事故発生時などの緊急対応
- 長期休暇中（お盆、年末年始）などの現場巡回パトロールの実施
- 工事中の旅客等誘導等に必要な誘導員の配置

Q3 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか。

A3 発注時の工期設定は、休日（土・日・祝日）等を参入していません。したがって、週休2日を確保したことは工期延伸の理由とはなりません。ただし、要領4に示すような受注者の責によらない場合は適切に工期の変更を行います。

Q4 実施要領4③「その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合」とはどのような場合ですか。

A4 次のような場合が考えられます。

- 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合など

Q5 工期延伸した場合の週休2日の考え方はどうなりますか。

A5 延伸した部分も含めた工事単位で、要領3に示す考え方に基づき実施して下さい。

Q6 書類作成費について、補正する経費に含まれるため、別途計上しないとのことですが、4週6休未満となり経費補正しない場合は計上できますか。

A6 平成31年4月1日以後公告等を行う案件については、4週6休未満の経費補正しない場合は、書類作成費は計上できません。

Q7 半日を休工する場合は、0.5日の閉所としてカウントしてもいいのでしょうか。

A7 原則1日単位で実施の可否を確認するものであるため、0.5日の閉所としてカウントできません。

Q8 夏季休暇期間における休日取得率はどう考えればよいですか。

A8 夏季休暇期間については、対象期間内日数及び現場閉所日数に含めず、休日取得率を算出して下さい（別添7の例2参照）。

Q9 夏季休暇について、当初設計で想定していたお盆時期以外に夏季休暇を取得できますか。

A9 監督員との協議により、お盆時期以外の7月～9月の間で夏季休暇を取得することができます。この場合、受注者は受注者等提出書類処理基準の協議書（統一26様式）を提出して下さい。

なお、夏季休暇期間の変更が無い場合は協議書の提出は不要です。

Q10 やむを得ない理由で夏季休暇を取得できない場合はどうすればよいですか。

A10 夏季休暇期間において作業を行う場合は、休日等の工事施工届（統一24様式）を事前に提出して下さい。

Q11 工事後半等にまとめて休日を取得し、週休2日（休日取得率）を確保してもよいですか。

A11 労働基準法では、「使用者は労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。ただし、4週を通じて4日以上の日を与える場合には、例外として変則週休制が認められている。」とされています。

このため、月単位（4週）で考えると、最低でも4日間の休日は必要となり、まとめた休日取得は労働基準法に違反することが懸念されます。

なお、本試行工事は、完全週休2日制の実現に向けた取組であるため、休日取得の平準化に努めて下さい。

【週休2日交替制モデル工事】

Q12 交替制モデル工事としていますが、当該現場に従事する技術者等が休日を取得した場合は、必ず交代要員を充てなければならないのでしょうか。

A12 交替制モデル工事は、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む新たな試行です。現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日確保されていれば、交代要員を充てる必要はありません。

Q13 交替制による休日確保の対象者は誰ですか。

A13 施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者・技能労働者を対象とします。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者（施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合）は、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとします。

（※一時的に従事した技術者及び技能労働者とは休日を含んだ一ヶ月間を連続で稼働しない技能者・技能労働者を想定しています。）

Q14 交通誘導警備員も休日確保の対象でよいのでしょうか。

A14 施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者・技能労働者を対象とするため、交通誘導警備員は対象外とします。

Q15 現場代理人は常駐していなければならないのでしょうか（現場代理人は交替できないのではないのでしょうか。）。

A15 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます（契約書第9条第3項）。

Q16 交替制モデル工事に記載の「技術者及び技能労働者」とは、具体的に誰を指しているのですか。

A16 技術者とは、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、現場に置かなければならない者であり、監理技術者、主任技術者、現場代理人を言います。

また、技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者であり、技術者以外の現場作業員を言います。

Q17 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間を対象外ということは、事故や苦情等により出勤した場合も確認対象期間の対象外となるのでしょうか。

A17 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間とは、災害その他避けることのできない事由がある場合（労働基準法第 33 条に該当すると認められる場合）であり、交替制による休日確保が困難である期間として、確認対象期間から控除することとします。そのため、事故の復旧や苦情対応（ガードレール片の清掃や路面の応急処理等）による出勤は確認対象期間の対象とします。

<参考：労働基準法>

第 33 条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第 32 条から前条まで若しくは第 40 条の労働時間を延長し、又は第 35 条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

Q18 監理技術者は専任の者でなければならないのでしょうか（監理技術者は交替できないのではないのでしょうか。）。

A18 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。

なお、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合、監理技術者が現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者の休暇取得等を不用意に妨げることのないように配慮することが必要です。

Q19 休日に緊急巡回作業、凍結防止作業の指示が入り数時間程度作業を行った場合は、出勤日数に入りますか。

A19 災害その他避けることのできない事由がある場合には、確認対象期間から控除します。また、降雪により交通等社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する凍結防止作業等についても、確認対象期間から控除します。

Q20 工事契約後に受注者の希望によって、「現場閉所」から「交替制」または「交替制」から「現場閉所」へ変更することはできますか。

A20 変更することはできません。

Q21 平均休日日数の割合（休日率）の算出は、休日確保の確認対象者全体で休日率を算出しますが、経費の補正対象となるのは全ての労働者等でしょうか。

A21 そのとおりです。

Q22 測量業者、地質調査業者などは確認対象となるのでしょうか。

A22 測量業者等については、確認対象となりません。